

令和二年三月十七日受領
答弁第九九号

内閣衆質二〇一第九九号

令和二年三月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの感染拡大により羽田発着便が減便になっていることと新飛行ルートの運用開始の時期に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの感染拡大により羽田発着便が減便になっていること
と新飛行ルートへの運用開始の時期に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「新型コロナウイルスの感染拡大によって」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京国際空港における減便数については、令和二年三月六日までに申請された航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十七条の三第六項の規定に基づく混雑空港に係る運航計画の変更又は同法第九十九条第一項若しくは第二百二十九条の三第二項の規定に基づく事業計画の変更によれば、同年一月十九日から同年三月十二日までの累積で千四百五十九便である。

二について

お尋ねについては、令和二年夏ダイヤの期間である同年三月二十九日から同年十月二十四日までの期間における、各航空会社の東京国際空港における運航回数及び発着日時を含む、航空法第七十七条の三第六項の規定に基づく混雑空港に係る運航計画の変更又は同法第九十九条第一項若しくは第二百二十九条の三第二項の規定に基づく事業計画の変更について、現時点において認可前であるため、お答えすることは困難である。

る。

三について

令和二年三月二十九日からの東京国際空港における新たな飛行経路の運用を見送ることは考えていない。